

登記事項証明書（法人のみ）

1. 法人申請のみ添付。(個人は不要)

2. 履歴事項全部証明書

(変更の有無について確認するため、必ず履歴事項全部証明書を提出。

新規免許申請の場合は、現在事項全部証明書でも可。)

3. 目的欄に宅建業を営む旨の事項が記載されていること。

○	宅地建物取引業、宅地建物の売買、土地開発分譲、不動産取引、宅地建物取引の代理・媒介、分譲地の販売、住宅の販売、マンションの分譲、アパートの賃貸借の仲介
×	アパート・マンションの賃貸、マンションの管理、駐車場の賃貸・仲介、不動産業、不動産管理

4. 受付時で発行日から3か月以内のもの。

5. 農業協同組合等については、代表理事等、一部の役員のみ登記事項証明書に記載している場合がある。役員(理事・監事等)就任の議事録等を添付し、併せて代表者の証明した役員名簿を提出(議事録等については審査書類、名簿は閲覧対象)。

6. 株式会社の場合、重任登記がなされていない場合は、役員不在となるので重任登記を行ったものを提出。なお、重任登記漏れにより役員不在期間が生じた場合は、継続して役員に就任している旨の申立書を提出。